

危機管理マニュアル

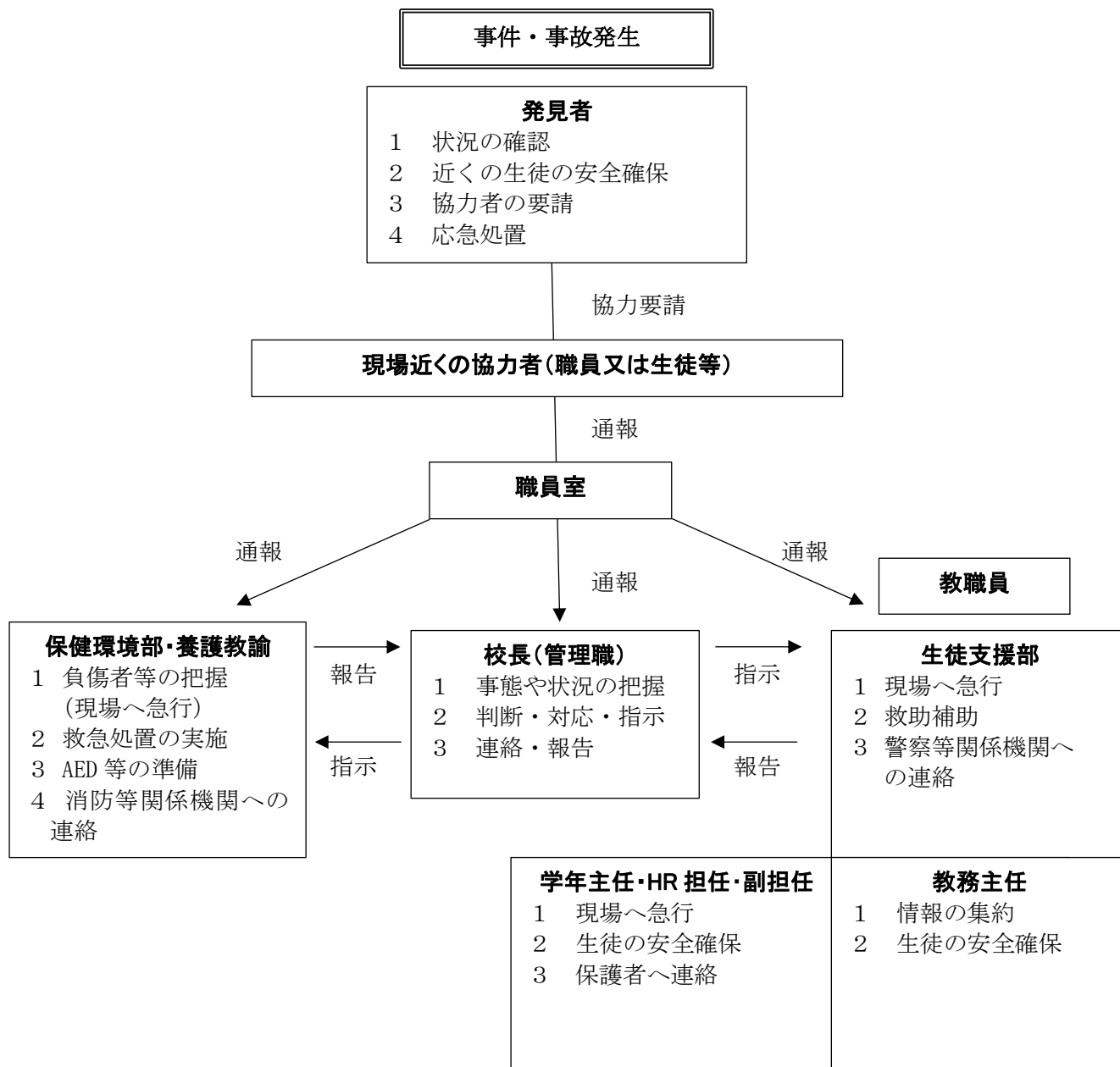
1 学校事故対応

緊急を要する怪我や病気による事故の対応は、原則として次のように対応するものとする。

発見者から第1次通報を受けた後、職員室の教員または養護教諭が中心となり、応急処置を施すとともに、その時の傷害の程度に応じて適切な判断ができるようにしておくものとする。

養護教諭が不在の場合は保健環境部員を中心として、HR担任、教科担任、部活動顧問等が応急処置を講ずる。

(1) 事件・事故発生時の緊急対応



(2) 校内救急体制の運営

次の表に示すように、当該状況に出会った場合、それぞれの立場でどのように対応すべきかを的確に理解しておく。

担当者	初期対応	事後処置
発見者	①周囲への協力要請 (協力者に職員室への連絡を入れてもらう。) ②応急処置の開始	
校長 (管理職)	①発生報告を受け、現場にて事実を確認 ②必要に応じて消防車・救急車等の出動を要請又は指示	・全体の状況把握・指示並びに対応状況の掌握 ・学園本部への報告 ・関係機関への報告 ・対応した処置の確認 ・対応後の問題等対応の窓口
教務主任	①教頭不在時の事故処理の代行 ②教頭が事故処理時の職員室対応 ③搬送手段の整備(校門の開放・救急車の誘導)	・情報集約 ・管理職への報告
保健環境部長	①現場に急行 ②必要に応じて校医に報告 ③養護教諭が不在時の保健室管理	・事故を教訓にした保健・安全指導 ・校内の安全管理
養護教諭	①応急処置 ②生徒の容態等の把握 ③管理職に報告 ④必要に応じて医療機関への付き添い	・負傷者の実態把握・応急処置・心のケア ・災害共済給付の手続き
生徒支援部長	①現場に急行 ②状況把握 ③必要な対応・処置及び指示 ④警察等関係機関への連絡 ⑤管理職への報告	・事故を教訓とした話・指導
学年主任	①発生時からの経過の把握と記録 ②保護者及び医療機関への連絡状況の確認 ③搬送手段の整備(校門の開放・救急車の誘導) ④事後、教頭に報告	・当該学年を統括
HR担任 副担任	①現場で状況把握 ②保護者への連絡 ③医療機関への付き添い (HR担任、不在時は副担任) ④保護者との対応と生徒の引き渡し ⑤経過等について管理職に報告	・発生時からの経過の把握と記録 ・必要に応じて、教職員・生徒への聴き取り

(3) 保護者への連絡

- ① HR担任等は事件・事故発生後、負傷や病気等の生徒の保護者に速やかに連絡すること。
- ② 生徒環境調査書の整備など保護者に連絡をするための準備をしておくこと。

(4) 緊急搬送手順

- ① 重篤な負傷や病気でない場合は、原則として保護者が病院に移送する。ただし、保護者の来校にいとまがない場合は、管理職の指示のもとタクシーなどにより移送する。
- ② 重篤な負傷や病気のため救急搬送する場合、管理職の指示のもと次のとおり救急車を要請する。

救急車要請(119番通報)時の5つのポイント

- 1 火災・救急の区別
「救急です。」とはっきり言うこと。
- 2 場所
所在地は、正しく、詳しく言うこと。
目印となるものを詳しく伝える。
- 3 事故等の状況
「だれが」「どうしたか」を正確にわかりやすく言うこと。
負傷者等の年齢・性別を伝える。
- 4 通報者の氏名と連絡先
「私の名前は〇〇〇です。電話番号は△△△―□□□□です。」と通報者を明らかにする。
- 5 携帯電話による通報の場合
通報後しばらくの間は、電源を切らずに現場近くで安全な場所にいること。

(5) 死亡・重傷事故発生時の対応

- ① 事故等の内容に関して、できるだけ早く掌握に努め、適切に対応する。
- ② 正確・詳細な記録の作成に努める。
- ③ 事故の対策を通じて明らかになった問題点を全職員で検討し、具体的な改善点を示す。

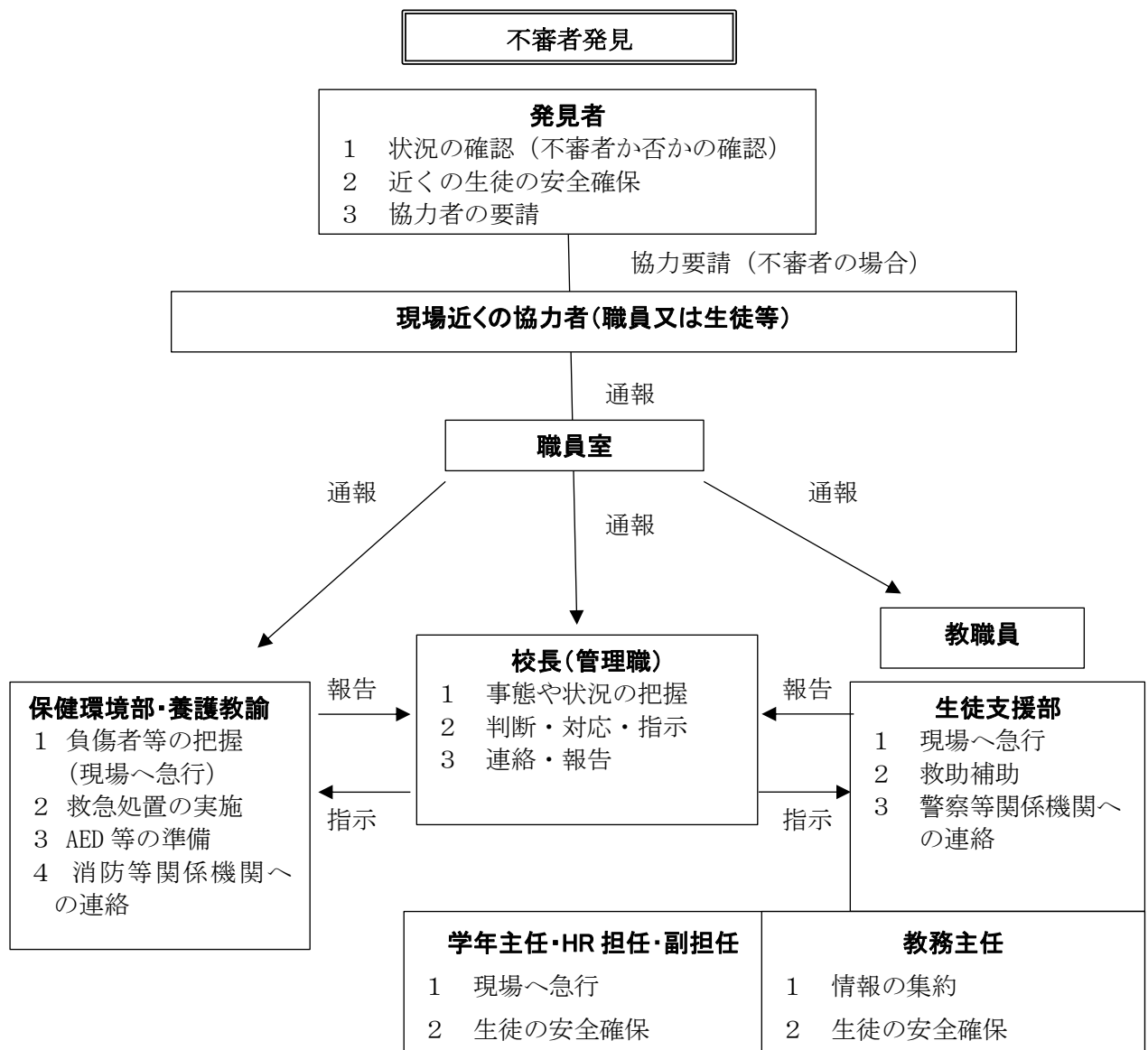
2 不審者侵入対応

不審者が校内に侵入した場合、原則として次のように対応するものとする。

教職員は発見者からの第一次通報を受け、緊急事態発生を周囲に知らせるとともに、生徒の安全確保に努める。速やかに事態を掌握し、校内に正確な情報を伝達するとともに警察に通報するなど、適切な対応ができるようにしておく。

管理職は、情報の集中化を図り、明確な指示を行う。

(1) 不審者発見時の対応



(2) 校内緊急体制の運営

次の表に示すように、当該状況に出会った場合、それぞれの立場でどのように対応すべきかを的確に理解しておく。

担当者	初期対応	事後処置
発見者	①不審者であるか否かの確認 【不審者であった場合】 ②周りに応援・助けを要請 (協力者に職員室への連絡を入れてもらう。) ③生徒の安全確保	
校長(管理職)	①発生報告を受け、現場にて事実を確認 ②警察等関係機関への通報を指示	・全体の状況把握・必要な指示並びに対応状況把握 ・関係機関への報告
教務主任	①管理職(教頭等)不在時の事故処理の代行 ②管理職(教頭等)が事故処理時の職員室対応	・情報集約 ・管理職への報告
生徒支援部	①現場に急行 ②状況把握 ③必要な対応・処置及び指示 ④警察等関係機関への連絡 ⑤管理職への報告	・事故を教訓とした話・指導 ・警察等関係機関との連携
保健環境部	①現場に急行 ②状況把握 ③養護教諭が不在時の保健室管理 ④管理職への報告	・事故を教訓にした保健・安全指導 ・校内の安全管理
養護教諭	①応急処置(1 学校事故対応に準ずる。) ②管理職への報告 ③必要に応じて医療機関への付き添い	・負傷者の実態把握・応急処置・心のケア ・負傷者がいた場合に災害共済給付の手続きの準備
学年主任	①現場に急行、不審者への対応 ②不審者の進路を遮断 ③校内放送等により、正確な情報の伝達 ④生徒の安全確保、避難経路確保	・当該学年を統括 ・管理職への報告 ・経過の把握と記録
HR担任 副担任	①生徒の安全確保 ②避難経路の確保と安全な場所への誘導 ③保護者への連絡	・生徒の掌握と事態の説明 ・心のケア ・事例を教材とした指導

(3) 保護者への連絡

保護者に連絡するための準備をしておくこと。

- ① 生徒環境調査書を整備しておく。

(4) 不審者侵入予防対策

ア 来訪者の確認

- ① 事務室で来訪者の確認をする。
- ② 来訪者は受付名簿に記載の上、名札をつけて校内に入校するよう指示する。
- ③ 名札を付けていない来訪者への声かけをする。
- ④ 来訪者の持ち物にも気を配る。

イ 生徒在校中の安全確保

- ① 授業中・休み時間、放課後及び休日の部活動時等における安全確保を図る。
- ② 危険回避について、日頃から生徒自身に考えさせ事故を未然に防ぐ指導を徹底する。
- ③ 危険発生時の避難行動についての周知徹底を図る。

ウ 学校施設面の安全確保

- ① 日中、校門は閉じ、出入りの都度、開閉する。(施錠はしない。)
- ② 火災報知器、非常通報装置等について、速やかな対応ができるよう整備を行い、また職員全体が防災システムについて理解しておく。

3 防災対応

火災・地震等により、生徒（職員）の通学（出勤）時間等に混乱が生ずる恐れがある場合は、原則として次のように対応するものとする。

（１）災害発生時の対応

災害発生時には、消防法第8条等の規定に基づいて作成した「防災計画」により、人的物的被害を最小限にとどめるよう最善の努力をする。

つくば国際大学高等学校防災計画

第1章 総 則

第 1 条 この規定は、つくば国際大学高等学校における防災および震災対策の徹底を期し、もって火災・地震・他の災害による人的・物的被害を軽減することを目的とする。

第 2 条 前条の目的を達成するため、防災管理に必要な要項は、別に定める場合のほかは、この規定の定めるところによるものとする。

第2章 防災管理機構

第 3 条 防災管理を適正に運営するため、防災対策委員会を設ける。

第 4 条 委員長には学校長があたり、副委員長には教頭があたる。委員は、防災管理上必要な各部門の責任者及び防火管理者をもって構成し、委員長がこれを委嘱する。

第 5 条 防災対策委員会の任務は次による。

- （１）防災思想の普及および高揚に関すること。
- （２）防災に関する諸規定の制定・改廃に関すること。
- （３）消火計画ならびにこれの実践に関すること。
- （４）消防用設備の整備・改善及び防災措置に関すること。
- （５）防災についての調査・研究・企画に関すること。
- （６）その他防災に関する必要な事項。

第 6 条 委員会は原則として、年度初めに定例会を開くものとする。

- （１）前項のほか委員会の開催は、必要に応じて委員長が臨時に召集し開催する。

第 7 条 常時の火災予防について徹底を期するため防火管理者をおき、その下の部門ごとに必要数の主任火元責任者を委員長が任命する。

- （１）防火管理責任者、主任火元責任者及び火元責任者を委員長が任命する。
- （２）防火管理者は、消防用設備・避難設備・その他火気使用施設について、適正管理と機能保持のため担当者を定めて、定期的に点検を行うものとする。
- （３）火元責任者は保管する部門の火気使用について、指導・監督にあたりと共に防火管理状況に留意しなければならない。

第3章 火災予防

第 8 条 消防用設備等の法定点検（機器点検を6ヶ月に1回、総合点検を1年に1回）を実施し、3年に1回以上消防署長へ報告する。

（1）火災その他事故発生時の被害を最小限にとどめるため、職員の組織及び任務の分担を定める。

第 9 条 火災予防上の自主点検、消防用設備の点検を行う。

第 10 条 前条に基づく点検を実施したときは、その結果をすみやかに防火管理者に報告するとともに、改善を要する事項があるときは、早急に措置をとるものとする。

（1）点検結果は、その都度別に定める検査表および維持台帳等に記録し、保存しなければならない。

第 11 条 校舎内外において、臨時に火気を使用する場合（たき火・ストーブ・電熱器他）は、防火管理者を経て校長の許可を得なければならない。

第4章 震災予防

第 12 条 学校内に地震その他による災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、第8条に定める自衛消防組織の編成により、担当任務の遂行に当たるものとする。

第 13 条 地震による災害に備えて防火管理者、主任火元責任者及び火元責任者は、施設・設備・備品等について、耐震安全のために必要な措置をとるものとする。

第5章 教育訓練

第 14 条 職員及び生徒は、進んで防火に関する教育を受け、防火管理の完璧を期すよう努力するものとする。

第 15 条 有事に際し、被害を最小限度にとどめるため、消防訓練によって技術の練磨を図るものとする。実施基準は、次による。

○基本訓練（避難、通報、消火） 随時

○総合訓練 年1回以上

第6章 消防機関との連絡

第 16 条 防火管理者は、常に消防機関との連絡を密にし、特に次の事項については、適切な指導のもとに、防火管理の適正を期するものとする。

（1）消防計画の作成

（2）査察の実施

（3）教育訓練指導の要請

（4）校舎および諸設備の使用変更時の事前連絡および法令に基づく諸手続きの促進、その他防火管理についての必要事項

(2) 火災発生時の対応

火災が発生した場合、次のように対応するものとする。

ア 火災発生時（発見者または報知器で確認した教職員）

- ① 初期消火にあたる。
- ② 周りに応援・助けを求める。協力者に職員室への連絡を入れてもらう。
- ③ 生徒の安全確保を図る。

イ 消防署等関係機関への連絡指示（管理職）

- ① 発見者からの第一報後、現場へ急行し、状況を確認する。
- ② 消防車・救急車の出動が必要な場合は、防災担当また近くの教職員に指示する。
- ③ 学園本部へ連絡・報告する。

ウ 生徒の避難誘導（HR 担任・副担任・教科担当者）

- ① 避難にあたっては、教員が先導し、「お・は・し・も」（押さない、走らない、喋らない、戻らない）等の避難指示をする。慌てず落ち着いて行動するように指示する。また、頭を守り、煙を吸い込まないように注意する。
- ② 出入口を確保し、本校中庭へ避難誘導する。
- ③ 中庭へクラスごとに並ばせて点呼をとり、逃げ遅れた者や怪我人がいないか確認する。担任が無事を確認しながら座らせていく。
- ④ 避難場所（本校中庭）に集合後、担任が人数確認して学年主任に報告、学年主任は保健環境部長へ報告、保健環境部長は管理職に報告する。避難の際に負傷者がいた場合は、養護教諭を中心とした救護班で対応し、管理職に報告する。

エ 消防署通報要領（119番）

消防車要請(119番通報)時の5つのポイント

1 火災・救急の区別

「火災です。」とはっきり言うこと。

2 場所

所在地は、正しく、詳しく言うこと。

状況を詳しく伝える。「食堂のガスコンロから出火。現在初期消火中（消火不可能）です。」

3 事故等の状況

「どこが」「どうしたか」を正確にわかりやすく言うこと。

4 通報者の氏名と連絡先

「私の名前は〇〇〇です。電話番号は△△△-□□□□です。」と通報者を明らかにする。

5 携帯電話による通報の場合

通報後しばらくの間は、電源を切らずに現場近くで安全な場所にいること。

(3) 巨大地震（震度5強以上）発生時の対応

震度5強以上の巨大地震が発生した場合、次のように対応するものとする。

ア 地震発生時（HR担任・副担任・教科担当者）

- ① 窓やロッカー等から離れ、机の下にもぐるように指示する。身を隠すところがない場合は両手で頭部を保護し、低い姿勢をとる。
- ② 火気を使用中の場合は直ちに火を消し、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントも抜く。

イ 生徒の避難誘導（揺れの終息確認後）

- ① 出入口を確保し、本校中庭へ避難誘導する。
- ② 避難にあたっては「お・は・し・も」（押さない、走らない、喋らない、戻らない）等の避難指示をする。慌てず落ち着いて行動するように指示する。
- ③ 避難場所（本校中庭）に集合後、担任が人数確認し学年主任に報告、学年主任は保健環境部長へ報告、保健環境部長は管理職に報告する。避難の際に負傷者がいた場合は、養護教諭を中心とした救護班で対応する。

ウ 情報収集（管理職）

- ① 地震の規模・震源地・交通機関（JR、路線バス）等について、テレビ（校長室）、電話、ラジオ（事務室・職員室）、土浦市防災無線（市内の被害、被害状況、市内高校の対応状況）等により情報収集する。
- ② 消防車・救急車の出動が必要な場合は、防災担当に指示する。

エ 下校

- ① 通学路等の情報収集を確認し、生徒へ伝達する。
建物・外壁の破損や倒壊、歩道・車道の損壊、看板・標識・電柱・電線の損傷、駅の状況等について
- ② 帰路の安全が確認できた生徒については帰宅させる。
 - ・ 帰宅途中に帰宅困難になった場合は、学校に引き返すか亀城公園（広域避難場所）に避難する。
なお、学校に戻った場合は、担任または他の教職員に報告する。
 - ・ 担任は、保護者との連絡の可否、交通手段、帰宅経路など生徒の状況を把握する。
 - ・ 帰宅困難な生徒については、多目的室など校舎内に待機させる。養護教諭を中心とした救護班が人数の確認・把握（生徒の名票を防災担当が準備）などを行い、対応する。
 - ・ 帰宅困難生徒には、保護者と連絡を取らせる。（携帯・事務室）
 - ・ 保護者が迎えに来たら速やかに帰宅させる。（名票に記録）

オ 情報発信

本校の学校HPにて学校の状況についての情報を発信する。

カ 一時避難場所（待機場所）の整備

- ① 多目的ホールなど待機場所の環境を整備する。
- ② 石油ストーブ、懐中電灯、水、食料、ブランケットなどを備蓄する。備蓄状況は、次のとおりである。
 - (ア) 石油ストーブ：体育館（ジェットヒーター）（6）、事務室前（1）、事務室給湯室（1）
 - (イ) ラジオ：職員室（11） (ウ) 懐中電灯：事務室（1）、職員室（3）
 - (エ) 水：4号館1階（鍵：事務室）（約350名、2食分、5年間保存）
 - (オ) 食料（乾パン）：4号館1階（鍵：事務室）（約350名、2食分、5年間保存）
 - (カ) 毛布（ブランケット）：必要に応じて保健室の毛布等を利用する。

※ ^{いつとき}一時避難場所とは、地震災害時に地域住民が一時的に避難・待機する場所である。本校は、土浦市より一時避難場所に指定されている。

(4) 弾道ミサイルへの対応

① Jアラートによる緊急情報伝達があった場合、原則として次のように対応するものとする。

	生徒が屋外にいる場合	生徒が屋内にいる場合	登下校に関する対応
休日 夜間等 登下校時	- 安全確保に努め、近くの頑丈な建物や地下に避難する。 - 屋内に避難できない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。	窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。	登校に関する情報を学校HPまたはClassi等で情報提供をする。 (登校の有無、登校時刻の変更等)
在校時	速やかに教室等の屋内に避難するよう指導し、誘導する。	- 学校施設内のできるだけ窓のない空間に避難するように指導し、誘導する。 - 窓がある部屋にいる場合は、できるだけ窓から離れるように指導し、誘導する。	下校方法について、学校HPまたはClassi等で保護者に情報提供をする。(通常通りの下校、引き渡しなど)

② 近くにミサイルが着弾した場合、原則として次のように対応するものとする。

	生徒が屋外にいる場合	生徒が屋内にいる場合	登下校に関する対応
休日 夜間等 登下校時	安全確保に努め、口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、屋内または風上へ避難するよう指導し、誘導する。	- 換気扇を止め、窓を閉め、室内を密閉し待機する。 登校を見合わせ、自宅で待機する。	登校に関する情報を学校HPまたはClassi等で情報提供をする。 (登校の有無、登校時刻の変更等)
在校時	- 口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、屋内または風上へ避難するよう指導し、誘導する。 - 国から安全に関する公式な情報が確認できしだい、教育活動を開始する。状況に応じて学校HPで保護者へ対応状況を伝える。	- 換気扇を止め、窓を閉め、室内を密閉し待機する。 - 国から安全に関する公式な情報が確認できしだい、教育活動を開始する。状況に応じて学校HPで保護者へ対応状況を伝える。	下校方法について、学校HPまたはClassi等で保護者に情報提供をする。(通常通りの下校、保護者への引き渡しなど)

※「国民保護ポータルサイト」(内閣官房) <http://www.kokuminhogo.go.jp/>に、さらに詳しい情報が掲載されているので、参照すること。

※政府発表の安全宣言等を注視すること。

付則

この学校事故・不審者侵入・災害対応マニュアルは、平成30年3月7日に制定する。

この学校事故・不審者侵入・災害対応マニュアルは、令和8年8月27日に制定する。

4 気象警報発令時の対応

生徒および教職員の命の安全確保を最優先とするため、気象庁が発表する「警戒レベル（防災気象情報）」及び公共交通機関の運行状況に基づき、臨時休校または学校待機等の判断を迅速に行う。

（１）登校前の対応基準

気象庁から発表される「警戒レベル」と本校の対応基準の目安は、以下の通りである。

警戒レベル	とるべき行動	気象庁等の情報
5 「災害切迫」	命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保	特別警報
4 「危険」	危険な場所から全員避難	危険警報
3 「警戒」	危険な場所から高齢者等は避難	警報

気象警報が以下のように発表されている場合には、学校からの連絡の有無にかかわらず、原則として以下の基準に従って行動する。

判断のタイミング	気象情報・状況の目安	対応措置内容
前日（夕方まで）	台風の直撃や線状降水帯の発生が確実視され、翌朝の公共交通機関による「計画運休」があらかじめ決定している場合。	【前日休校発表】 翌日は終日臨時休校とする。 Classi等で通知する。
当日 朝 6:00 時点	学校の所在地域、または生徒の居住地に「警戒レベル4（大雨・土砂災害・高潮危険警報）」または「大雨警報・洪水警報」が発表されている場合。	【臨時休校】 その日は終日臨時休校（自宅学習）とする。

個別の判断による出席停止（公欠）の扱いについて

学校周辺に警報が発表されておらず通常授業を行う場合であっても、生徒の「居住地」や「通学経路」に警戒レベル3以上が発表されている場合、または利用する交通機関が運休・運転見合わせとなっている場合は、安全を最優先に自宅待機とする。この場合の欠席・遅刻は「出席扱い」とし、不利益が生じないように措置する。

（２）授業中の状況悪化への対応基準

生徒が登校した後に気象状況が急激に悪化、または「警戒レベル4」等が発表された場合、周囲の危険度を考慮して以下のいずれかの対応をとる。

① 早期一斉下校（安全に下校させられると判断した場合）

公共交通機関が運行しており、通学路の冠水や土砂崩れの危険性がまだ低いと判断される場合は、授業を速やかに打ち切り、明るい時間帯に下校させる。

② 学校待機・垂直避難（下校させる方が危険と判断した場合）

すでに周辺道路の冠水が始まっている、公共交通機関が完全にストップしている、または「警戒レベル5」が発表された場合は、下校を一時見合わせ、状況が改善するか保護者への引き渡しが可能になるまで学校待機とする。

(3) 緊急連絡および情報共有ルート

災害時は電話回線がパンクするため、学校への直接の電話問い合わせは原則として控え、以下の方法で確認すること。

① 一斉配信： Classi（オンライン授業の接続についてはこちらで配信）

② WEB： 学校公式ホームページ内の「お知らせ欄」

※ 連絡不通時の場合

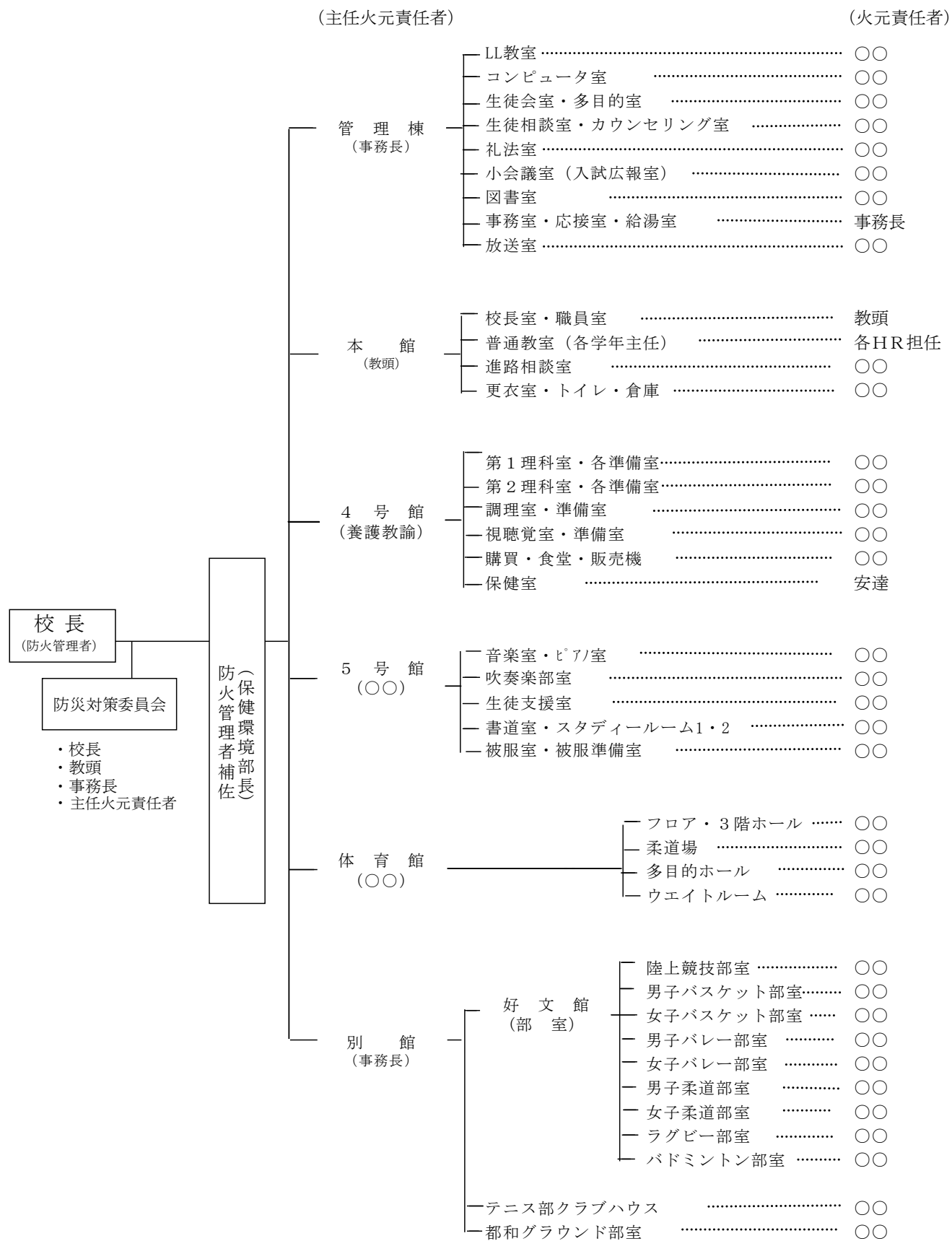
アクセス集中によるサーバーダウン等で学校からの公式連絡が確認できない場合は、上記「(1) 登校前の対応基準」のルールに従い、各自の安全を最優先に自宅待機等の判断を行うこと。

(4) 定期考査（テスト）期間中の特例規定

定期考査当日に臨時休校となった場合、その日に予定されていたテスト科目は原則として「考査最終日の翌授業日（後ろ倒し）」にそのままスライドして実施する。翌日以降のテスト日程は当初の予定通り変更しない。

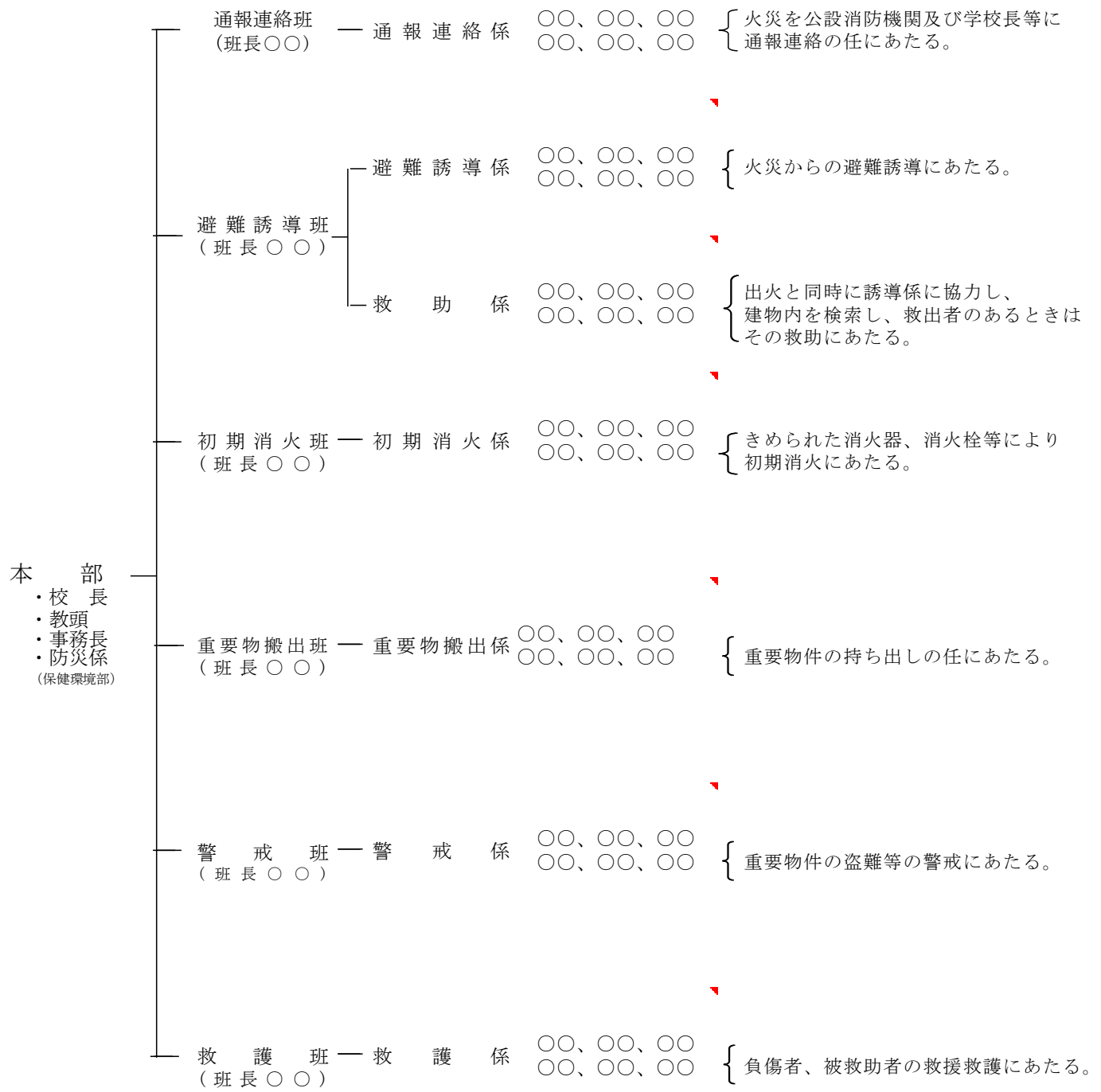
公共交通機関の運行乱れによる公欠・遅刻者に対しては、不利益を被らないよう適切な見込み点算出措置を講じる。

5 防火管理機構図



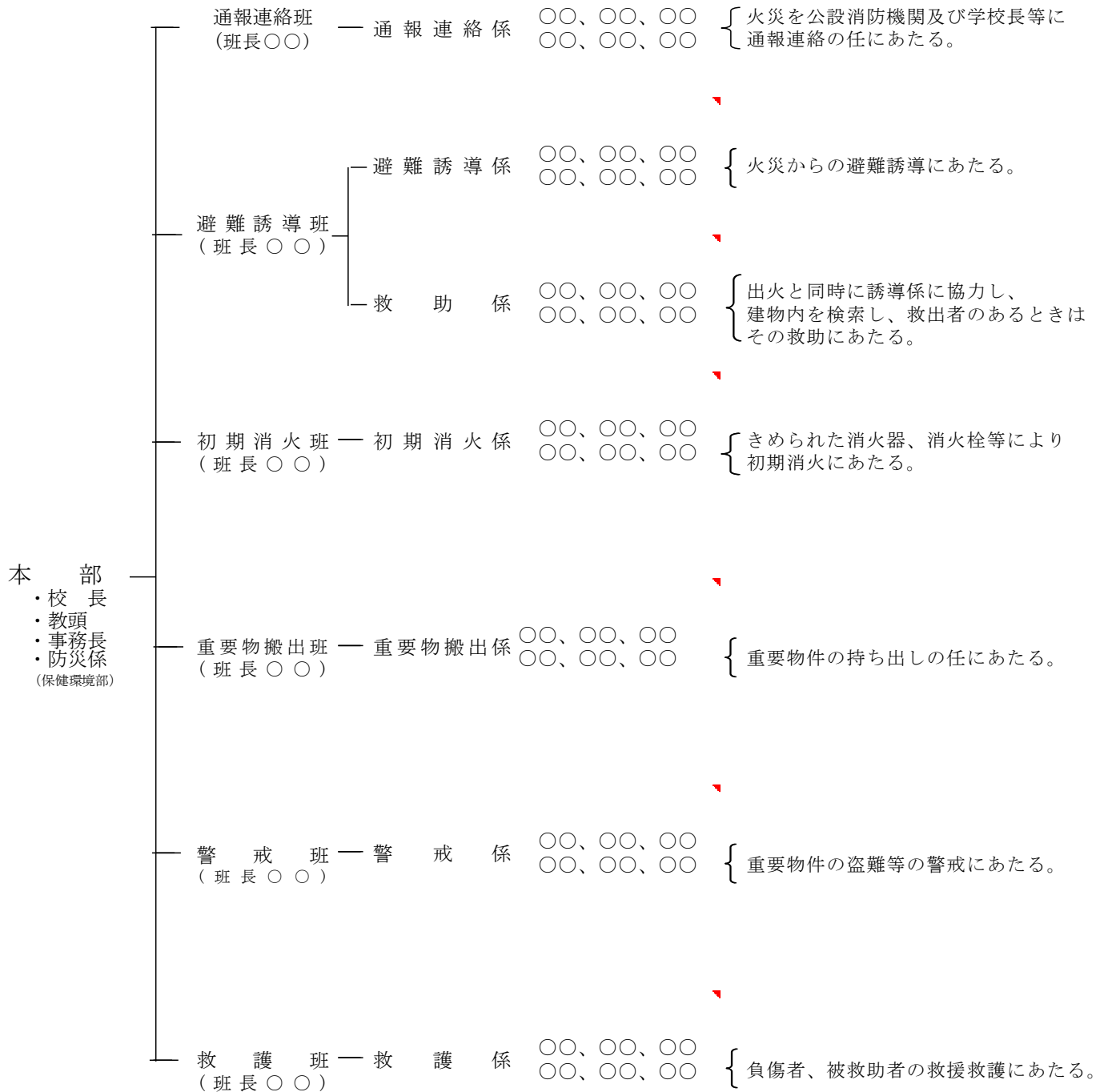
※ 火元責任者 (〇〇) は、別途年度ごとに定める。

6 自衛消防組織編成図



※ 係の担当者 (〇〇) は、別途年度ごとに定める。

自衛消防組織編成図



※ 係の担当者 (〇〇) は、別途年度ごとに定める。

7 緊急時連絡先電話番号一覧

		連絡先名	T E L
緊急連絡	救急（救急車）	茨城消防指令センター （土浦消防本部）	1 1 9 (029-821-0119)
	火事（消防車）	（土浦市消防本部テレホンサービス） ※休日・夜間の病院情報	(029-822-9900)
	事件・事故	茨城県警察本部通信指令室 （土浦警察署） （真鍋町交番）	1 1 0 (029-821-0110) (029-822-0110)
	警備	茨城総合警備保障 土浦支店	029-823-1011
怪我 ・ 病気	学校医	常陽医院	029-822-6594
	総合病院	土浦協同病院	029-830-3711
	土浦保健センター	土浦市休日緊急診療所	029-823-9628
交通	鉄道	J R 土浦駅	029-821-0424 (050-2016-1600)
	スクールバス	関東鉄道バス	0296-44-2103 029-822-3727
		サワキ観光バス	0296-48-2311
		月川観光バス	029-262-4855
	タクシー	亀城タクシー	029-821-0726
ライフ ライン	水道	土浦市建設部水道課	029-821-6237
	電気設備	東京電力土浦営業所	0120-995-331
	ガス	東部ガス	029-821-1107
報告 ・ 連絡	学園本部	学校法人 霞ヶ浦学園	029-826-5066
	土浦市役所	総務課危機管理室	029 - 826-1111 (代) 内線 2292
	茨城県庁	総務部私学振興室	029-301-5249
		防災危機管理課（災害救助）	029-301-2879

※この「緊急時連絡先電話番号一覧」は、次の部屋等に掲示すること。

校長室、職員室、事務室、保健室、体育教官室、都和グラウンド、テニス部クラブハウス

付則

危機管理マニュアルは令和8年9月1日より施行する。